

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大滝 聡
登録番号又は法人番号	第 23071322 号
所属する単位会	山形県行政書士会
事務所名称	K O N行政書士事務所
事務所所在地	山形県東田川郡庄内町余目字長畑 4 8 番地 1 0
処分年月日	令和 8 年 4 月 21 日
処分内容（種類）	廃業の勧告（1 年間の会員の権利停止を含む。）
上記処分をした理由	大滝聡会員は、山形県行政書士会会則第 17 条による納付すべき会費を正当な理由なく滞納した。 よって、行政書士法第 13 条、山形県行政書士会会則第 19 条第 4 項に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 13 条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 山形県行政書士会会則第 19 条第 4 項 4 前項の規定により綱紀委員会の開催後、なお 3 か月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして、会長は、以下の勧告を行うものとする。 一 個人会員に対しては廃業の勧告 二 主たる事務所を有する法人会員に対しては、法人の解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告 三 従たる事務所のみを有する法人会員に対しては事務所の廃止の勧告